京都市告示第463号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は,京都市建設局において 告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成22年3月18日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理番号	名 称	起 終	点 点
1	西賀茂水0107号	北区西賀茂上庄田町110番地の1地先 同上	
2	太秦水0115号	右京区太秦森ケ前町11番地の11地先 同町13番地の16地先	
3	太秦水0116号	右京区太秦木ノ下町12番地地先 同町16番地の10地先	

(廃止水路等)

整理番号	名 称	起 終	点 点
1	 椥辻水0011号 	山科区椥辻池尻町61番地の1地先 同町63番地の3地先	
2	椥辻水0019号	山科区椥辻西潰23番地地先 同町20番地の1地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	廃 止 す る 起 点 廃 止 す る 終 点		
1	西賀茂水0055号	北区西賀茂上庄田町110番地の1地先 同町300番地の12地先		
2	一乗寺水5001号	左京区一乗寺松原町75番地地先 同上		

(建設局土木管理部道路明示課)